

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.171

No. 171 2020.12.23

## ■ 均等均衡待遇に関するオンライン集会を開催しました！（続）

前号に続いて、2020年12月16日開催されたオンライン集会「均等均衡待遇の実現－最高裁判決を乗り越えて－」の様子をお伝えします。

## ■ 前進した判決を維持・発展させる戦い

最高裁判決が出た事件に続いて、現在も本格的な戦いが続いている事件の弁護団、原告団からも報告をいただきました。

一つは、無期転換後の無期労働契約者間の労働条件の相違についても不合理であり損害賠償請求を認容する判決を高松高裁で勝ち取った井関農機事件、もう一つは、最高裁判決後に賞与及び基本給の一部、そして基本給の差額に基づく残業代相当額を勝ち取った名古屋自動車学校事件です。

井関農機事件の弁護団からは、日本郵便事件などの最高裁判決を受けて、本事件の上告審でも、高裁判決で格差が不合理と認められた手当についての判断は維持出来るであろうし、賞与についても希望を持っている、との報告がありました。

名古屋自動車学校事件の当事者からは、職務内容も職務内容・配置変更の範囲も全く同一でありながら、定年後再雇用の労働条件について、基本給が18万円から7万円まで落とされてしまっている。その中で、判決は60%を超える減額しか違法性を認めなかった。高齢者の生活の質を低下させてはならないという点から高裁でさらに戦いを発展させるとの意気込みをいただきました。

## ■ 世論形成・立法闘争を！

行動提起として、橐闘争本部長から、最高裁判決について、世論や学者の批判に加え、裁判内外で組合の運動の必要性が提起されました。また、同時に、非正規そのものをなくす法制の実現をする必要性も語られました。

最後に、水野幹事長から、労働者、正社員含む組合が立ち上がる必要性、新法の活用の必要性が語られました。当弁護団も、一層、格差是正に向けて取り組みます！



（名古屋自動車学校事件の中谷弁護士）

## ■ 労弁総会決議もご参照を！

日本労働弁護団では、今回の旧労契法 20 条に関する最高裁判決に対して、11月に行われた第64回全国総会で「均等均衡軽視の最高裁を批判・克服し非正規労働者の待遇改善の実現を目指す決議」を採択しました。労働弁護団のHPから見る事ができます。是非ご参照ください！

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790